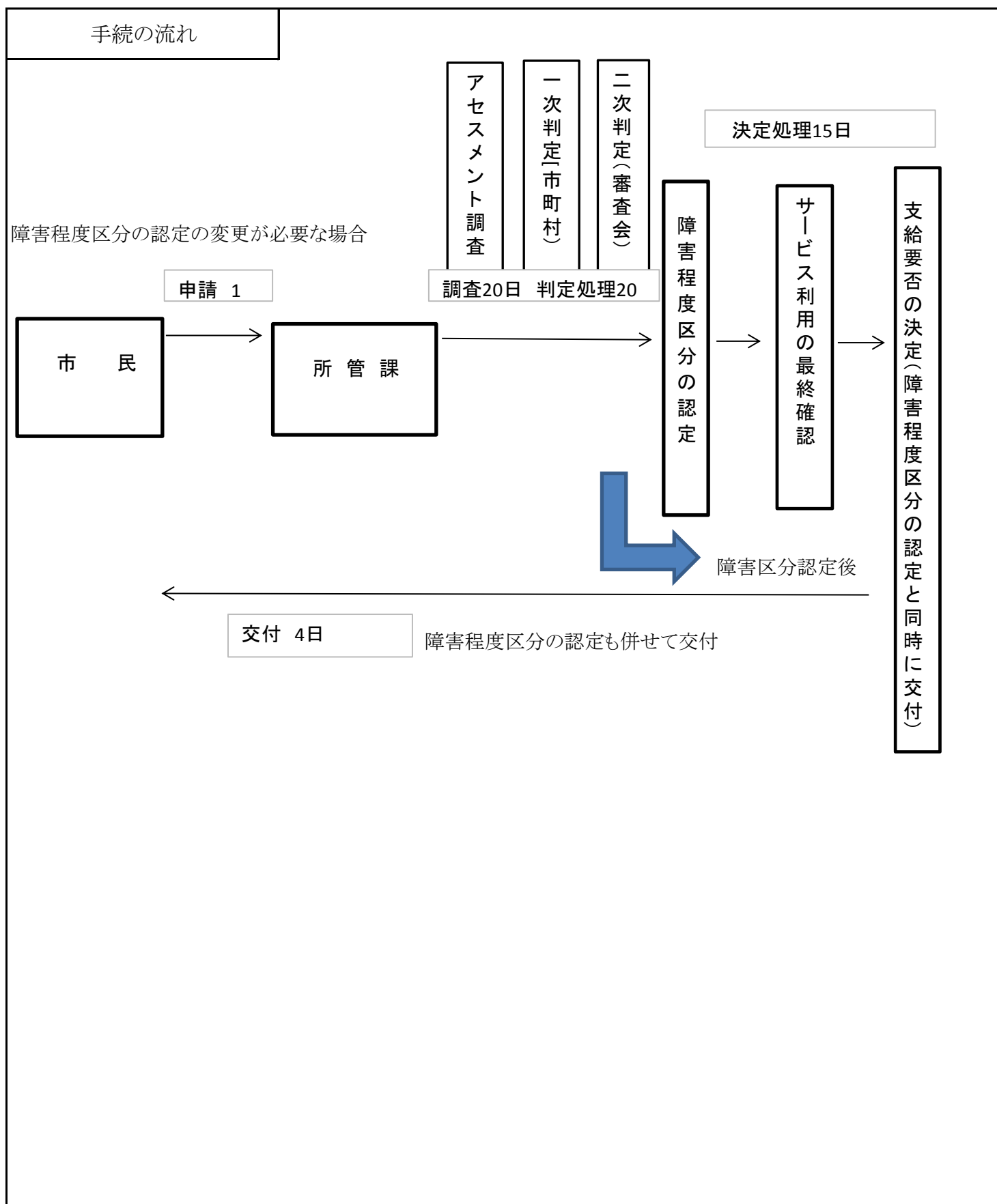


審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 151

処 分 名	介護給付等の支給決定の変更	
処 分 の 概 要	障害福祉サービスについて、必要があるときは支給決定の変更を行い、受給者証を変更交付する。(精神障害・難病にかかるもの)	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)	
条 項	第24条第2項	
所 管 課	保健予防課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		60日
標 準 処 理 期 間		計 60日
審 査 基 準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第12条及び、介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)を基準とする。 【根拠法令等】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (支給決定の変更) 第二十四条 2 市町村は、前項の申請又は職権により、第二十二条第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項) 第十二条 法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一 法第二十条第一項の申請に係る障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況 二 当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況 三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況 四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況 五 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況 六 当該申請に係る障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等(第三号から前号までに掲げるものに係るものを除く。)の利用の状況 七 当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容 八 当該申請に係る障害者等の置かれている環境 九 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。